



島根県報

平成19年 3 月23日 (金)
号外 第 21 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

規 則

職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則 (人 事 課)

公布された条例等のあらまし

職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則 (規則第19号)

1 規則の概要

- (1) 地方自治法の改正による吏員制度の廃止に伴い、吏員と技術員の別を定める規定を削ることとした。
- (2) 統括工事検査監、工事検査監、副工事検査監、主任医療社会事業調査員、無線主任技師、電気主任技師、主任助産師、病歴士、診療情報管理士、医療社会事業調査員、助手、無線通信士、臨床工学技士、診療エックス線技師、言語聴覚士、視能訓練士、歯科技工士、助産師、准看護師、主任医療技術員及び医療技術員の職を廃止することとした。(別表関係)
- (3) 統括技術専門監、技術専門監、上席出納監察監、主任児童心理司及び児童心理司の職を新たに設けることとした。(別表関係)
- (4) その他規定の整理

2 施行期日

平成19年 4 月 1 日から施行することとした。

規 則

職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3 月23日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第19号

職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

職員及び職員の職の設置に関する規則 (昭和31年島根県規則第85号) の一部を次のように改正する。

第 3 条を削り、第 4 条を第 3 条とし、第 5 条を第 4 条とする。

別表を次のように改める。

別表 (第 3 条関係)

医 療 統 括 監	主 任	主 任 主 事	医 員	主 任 運 転 技 師	運 転 技 師
管 理 監	主 任	主 任 技 師	獸 医 師	施 設 管 理 技 師 長	施 設 管 理 技 師
上 席 調 整 監	指 導 員	主 事	薬 剤 師	主 任 施 設 管 理 技 師	電 話 交 換 手
調 整 監	主 任 児 童 自 立 支 援	技 師	臨 床 検 査 技 師	電 話 交 換 手 長	営 繕 技 術 員
統 括 指 導 監 査 監	員	児 童 福 祉 主 事	衛 生 検 査 技 師	電 話 交 換 手 副 長	調 理 師

指 導 監 査 監	主任児童生活支援	社 会 福 祉 主 事	診 療 放 射 線 技 師	主 任 電 話 交 換 手	守 衛
統 括 団 体 検 査 監	員	児 童 指 導 技 師	理 学 療 法 士	主 任 営 繕 技 術 員	予 防 技 術 員
団 体 検 査 監	主 任 家 庭 支 援 員	児 童 自 立 支 援 員	作 業 療 法 士	調 理 師 長	管 理 技 師
統 括 林 業 普 及 員	主 任 心 理 判 定 員	児 童 生 活 支 援 員	栄 養 士	調 理 師 副 長	校 務 技 術 員
統 括 技 術 専 門 監	主 任 精 神 保 健 福 祉	家 庭 支 援 員	歯 科 衛 生 士	主 任 調 理 師	庁 務 員
技 術 専 門 監	相 談 員	心 理 判 定 員	保 健 師	守 衛 長	
上 席 出 納 監 察 監	主 任 児 童 心 理 司	児 童 心 理 司	看 護 師	守 衛 副 長	
出 納 監 察 監	講 師	精 神 保 健 福 祉 相 談		主 任 守 衛	
特 別 徴 収 監	主 任 農 業 普 及 員	員		主 任 予 防 技 術 員	
教 授	主 任 林 業 普 及 員	農 業 普 及 員		主 任 管 理 技 師	
研 究 統 括 監	主 任 水 産 業 普 及 員	林 業 普 及 員		主 任 校 務 技 術 員	
研 究 企 画 監	主 任 企 業 診 断 員	水 産 業 普 及 員		主 任 庁 務 員	
研 究 調 整 監	主 任 職 業 訓 練 指 導	企 業 診 断 員			
医 療 調 整 監	員	職 業 訓 練 指 導 員			
副 指 導 監 査 監	主 任 司 書	司 書			
副 団 体 検 査 監	船 長	一 等 航 海 士			
副 出 納 監 察 監	機 関 長	一 等 機 関 士			
企 画 幹 事	主 任 学 芸 員	通 信 長			
主 幹 事	主 任 研 究 員	二 等 航 海 士			
企 画 員	医 長	二 等 機 関 士			
専 門 幹 事	主 任 獣 医 師	通 信 士			
専 門 員	主 任 保 健 師	航 海 士			
助 教 授	主 任 看 護 師	機 関 士			
主 席 農 業 普 及 員	専 門 員	甲 板 員			
主 席 林 業 普 及 員		機 関 員			
主 席 水 産 業 普 及 員		学 芸 員			
専 門 農 業 普 及 員		研 究 員			
専 門 林 業 普 及 員		隊 員			
専 門 水 産 業 普 及 員					
専 門 学 芸 員					
主 席 研 究 員					
専 門 研 究 員					

備考 本表中 印の付された職は、知事が別に定めるものに限る。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。